

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

資料1

1 自殺対策計画の策定 (健康課)

質問事項	回答
①審議会の公益団体6名、在住在勤者6名、行政職員2名の内訳は。	<p>健康づくり推進協議会は、学校保健会、市薬剤師会、市医、市歯科医、商工会、スポーツ推進委員協議会、食生活改善推進員協議会、母子保健推進員協議会、校長会、印旛健康福祉センター地域保健課、公募市民、臨床心理士・精神保健福祉士の計12名で構成しています。</p> <p>このうち、ご質問をいただいた公益団体は、市医、市歯科医、商工会、スポーツ推進委員協議会、食生活改善推進員協議会、母子保健推進員協議会</p> <p>在住在勤者は公益団体の内数として掲載(健康づくり推進協議会全体としては在住在勤者は12名中11名)。</p> <p>行政職員は校長会、印旛健康福祉センター地域保健課となっています。</p>
②千葉いのちの電話公開講演会の内容は共催行事報告書の中に記載されているのか。されている場合、どこに公開されているのか。	<p>共催事業とは、市と団体等と一緒に実施する事業のうち、共催として位置づけたものを指します。一方、後援事業については、団体等が実施する事業について市が賛同し、協力をするもので、終了後には実施主体からお話のような報告書の提出があります。</p> <p>共催事業については、市の直接事業となることから本来存在しませんが、事業の報告内容が千葉いのちの電話より提出されています。</p> <p>また、いのちの電話が発行する広報紙において当該事業の報告がされています。</p>
③審議会委員のメンバーは医療保健関係者が7名と過半数を占める。 自殺対策の審議会としては目的に合致していないのでは。 (当市の自殺対策の重点対策者は「高齢者」と「生活困窮者」。これを審議するにふさわしい知見を持つメンバーとするべきであった。)	<p>本審議会は、自殺対策のみならず、市の健康づくりに関する計画であるしるい健康プラン全体の審議を行う機関となっています。このようなことから、自殺対策に関連し特化した委員構成とはなっていませんが、下部組織として自殺対策に関連する委員構成の自殺対策ネットワーク会議を設置しています。</p>

<p>④第2回会議録にパブコメ実施後の対応について、「手紙での報告とする場合もある」と記載されている。</p> <p>パブコメ意見を受けて素案修正を行う場合でも審議会に諮る必要がないと考えているのか。</p>	<p>考えていません。</p> <p>パブリックコメントを実施し、意見がなかった場合については書面での報告を想定しておりました。</p> <p>なお、今回はパブリックコメントの提出があったことから第3回の会議を実施し「パブリックコメントの実施結果」を議題として審議いただいております。</p>
<p>⑤会議の事前周知は、HP、情報公開コーナー、図書館で必ず行うことを知っていたか。</p>	<p>会議公開についてはHP、情報公開コーナーで実施しており、図書館については、公開スペースがなくなっていたことや、公開指針に記載がなかったことから実施していません。</p>
<p>⑥ 審議会委員の選考基準が非公開の理由。</p>	<p>3-1に記載のとおり選考基準については審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱に基づき実施をしています。このようなことから、要綱自体は公開されており、3-3公表の有無は「あり」の誤りです。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。</p>
<p>⑦ 当該案件を当初から市民参加推進事業として取り上げた意義、目的を問う。(専門家により問題点を整理してからも良かったのではないか)</p>	<p>市民参加条例第6条第1号に該当するため、市民参加の対象として実施しています。</p> <p>(市民参加の対象)</p> <p>第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。</p> <p>(1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p>
<p>⑧本年度に予定されている「健康に関するアンケート」には、自殺対策等の関する調査項目もあるようですが、アンケート実施前にその結果を反映させることなく計画を決めてしまったことに疑問をもちましたが、なぜそうした計画スケジュールにしたのですか、教えてください。</p>	<p>自殺対策計画の策定については、自殺対策単独での意識調査は実施せず、国から示された「市町村自殺対策計画策定の手引き」「地域自殺対策政策パッケージ」「地域自殺実態プロファイル」等を活用するよう、国・県から助言がありました。このようなことから、市では、国の要請や自殺対策を早期に実現するため、プロファイル等を基に平成30年度に自殺対策計画を策定することとしました。令和元年度に実施する意識調査については、自殺対策計画が含まれる白井健康プランの見直しのために実施するものとしており、その一部として本計画の意識調査を併せて行うこととしています。</p> <p>この調査後、その内容を令和元年度中に計画へ反映することとしております。(次へ続く)</p>

	<p>なお、自殺対策に関連する意識調査については、自殺対策に関する単独での意識調査は自殺を助長することになりかねないこと。無記名で実施するため、そのような状況が把握されても対応できないこと等から、避けることとしたものです。</p>
<p>⑨講演会で、パブリックコメントに関する説明をしたとのことですが、それは宣伝・周知であり、市民参加の手法とはならないのではないのでしょうか。</p>	<p>市民参加の手法の「その他」として講演会を調査票に掲載させていただきました。</p> <p>パブリックコメントを実施し、意見がない場合等が想定されます。この会議でもご意見をいただいておりますとおり、市民に対する周知や市民の関心が不足することから意見がない場合があると考えております。</p> <p>このようなことを踏まえ、健康課では、より多くの市民の皆様に計画に関心を持ってもらい、また、パブリックコメントにより市民意見を反映させるために講演会等の機会を通じ、情報提供を行っています。</p> <p>市民参加の手法ととらえ報告をしましたが、この意図の内容が、市民参加の手法として該当とならないという判断であれば、その他を削除します。</p>
<p>⑩市民公募委員が一人と少ないが、もう少し多くすることは考えなかったか。</p>	<p>検討はしましたが、関係団体等として市内在住・在勤の委員が 11 名入っていること等から現状となっております。このようなご意見を踏まえ、次回委嘱替えの際は再度検討をさせていただきます。</p>

2 水道料金の改定（上下水道課）

質疑事項	回答要旨
<p>①審議会について 公益団体（2名）の内訳と選考理由は。</p>	<p>社会福祉協議会と商工会から各 1 名推薦していただいています。</p> <p>社会福祉協議会…高齢者や障がいを持った方々への支援をしているなど、福祉の視点から意見をもらえるため。</p> <p>商工会…地域の事業者が業種に関係なく会員となっており、事業者の立場から意見をもらえるため。</p>
<p>②選出した学識経験者の専門性は何か。</p>	<p>学識経験者は5名です。以下内訳です。</p> <p>① 大学の土木部の教授であり、工学修士を持っています。</p> <p>② 議長を務めた元市議会議員であり、建設部局の常任委員の経験があります。</p> <p>③ 税理士</p> <p>④ 下水道事業に精通している、印旛沼下水道事務所の所長</p> <p>⑤ 水道事業に精通している、印旛郡市広域市町村事務組合水道企業部長</p>
<p>③公募委員が3名いるがすべて県営水道の利用者と思われる。 市営水道利用者からの起用はできなかつたのか。</p>	<p>当審議会は、市営水道事業及び下水道事業について審議していただく、上下水道事業審議会です。</p> <p>・無作為抽出…1名 ・一般公募…2名</p> <p>無作為抽出により登録者名簿からの選出につきましては、まちづくり分野に興味があり、かつ市営水道区域の方1名、県営水道区域であり、かつ下水道認可区域の方4名の合計5名に連絡しましたが、受けて下さったのは1名でした。</p> <p>一般公募委員を募集したところ、4名の応募があり、4名全て県営水道区域の方でした。</p>

<p>④市水利用地区での説明会をするべきではなかったか。</p> <p>市営水道の財政状況について理解を得る必要がある。</p>	<p>利用者説明会は、令和元年7月6日に、白井コミュニティーセンター、西白井複合センター、富士センターの3か所で、利用者説明会を開催しました。</p> <p>開催場所の白井コミュニティーセンターと富士センターは、市営水道区域です。また、西白井地区につきましては、今ならば、10月1日にオープンした西白井コミュニティプラザで実施できたところですが、県営水道区域にあります西白井複合センターで実施いたしました。</p>
<p>⑤審議会の審議期間が半年と短く、会議も3回のみ。</p> <p>熟議のためもっと長い期間をとり回数を増やすことはできなかったのか。</p>	<p>2年毎に替わる上下水道事業審議会委員には、水道事業の概要を説明しており、経営が厳しい状況についてご理解いただいています。</p> <p>審議会の議事録によると、直近で平成29年度の委嘱状交付時には、水道料金改定について、委員から値上げの時期等について質問されています。</p> <p>今回の水道料金改定について、審議期間が短く、審議回数が少なかったとは考えておりません。</p>
<p>⑥20歳の若者が応募する為に何か特別な声掛けとかをしたのか。</p>	<p>特別な声掛け等はしておりません。</p>
<p>⑦上下水道事業審議会の設置時期、及び水道料金の改定について実質的に審議を開始した時期について問う</p>	<p>上下水道事業審議会は、常設機関として設置され、毎年定期的に開催されています。水道料金の改定については、折につき話題にはあがっておりましたが、正式に議題としたのは平成30年度です。</p> <p>平成30年8月22日に諮問し、計3回開催しております。</p>
<p>⑧市民参加を充実させ、市民（利用者）への情報公開と参加・協力を進めるといった視点に立った場合、審議会だけで十分だったのでしょうか。</p> <p>特に、「消費者基本計画（閣議決定）」や消費者委員会による「公共料金問題についての建議」で関係市民（利用者）への説明会やパブリックコメントなど、市民の理解と協力を得るための「情報の積極的な提供と市民参加」が望まれている。</p>	<p>白井市の市民参加条例第6条第2項において、「金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。」となっています。</p> <p>以上のことから、付属機関として上下水道事業審議会を設置し、意見を伺い料金を決定していることから、審議会へ諮問いたしました。</p> <p>利用者への情報提供といたしましては、会議終了後、2週間以内をめぐりに、議事録をHP等に掲載しています。</p>

<p>⑩上下水道事業審議会は、常設機関として設置され、毎年定期的開催されているのでしょうか。それとも、市からの諮問事項があった場合にだけ開催するのでしょうか。過去における開催状況を教えてください。</p>	<p>上下水道事業審議会は、常設機関として設置され、毎年定期的開催されています。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度…8/22、10/31、2/6（合計3回）・平成29年度…3/22・平成28年度…3/15・平成27年度…10/30、12/8、3/16（合計3回）
--	---

3 商業施設等誘致促進条例（産業振興課）

質疑事項	回答要旨
<p>①その他の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者への資料提供が閲覧の理由は。 	<p>出席委員及び傍聴者には閲覧ではなく、資料を提供しています。</p>
<p>②本条例は、商業施設等誘致促進条例の制定に関し、市民の意見を求めるだけのものなのか。</p>	<p>本条例は市民に義務を課すものではなく、商業施設等の誘致、立地により賑わい創出、地域活性化を図るものであり、誘致促進を図るため、開発事業者を支援する制度であることから、市民の方には、制度創設について公表し、パブリックコメントを実施したところ です。</p>
<p>③市財政が逼迫している状況下、多額の奨励金の支出を行う条例。</p> <p>市民の理解と納得を得るためには広く市民の声を聞く必要があった。</p> <p>産業振興ネットワーク会議で1回、パブコメ実施して意見なしで不十分ではないか。</p> <p>（しかも産業振興ネットワーク会議は当事業の審議会ではない。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢時代の到来で、今後高齢化に伴い扶助費は増大し、若い世代は減少していきます。 市の財政が逼迫していくからこそ、次世代への行政経営維持においても、税込確保、地域雇用拡大に繋がる施策が必要なのではないでしょうか。 その目的、狙いは本条例制定時のパブリックコメントにも記載してございます。 ・奨励金の金額につきましては、開発区域内の固定資産相当額です。つまり、企業立地奨励金制度同様、その年歳入のあった固定資産税相当額分を財源に3年間の固定資産税相当額を奨励金として交付するものです。開発事業者は調整区域内の整備になるため、上下水道施設や道路など、都市インフラに係る整備を膨大な費用を投じて行います。奨励金制度創設は市も支援の一助、応援を行い誘致を加速化させることで将来の税込確保、地域雇用拡大、地域の活性化を図ることとなるものです。 ・パブリックコメントの手法である、審議会等での議論だけでは不十分と考え、市窓口や図書館、各出先機関のほかホームページでパブリックコメントを実施したところ です。

<p>④当条例制定のための審議会を設置しなかったのは何故か</p>	<p>審議会とは市長からの諮問により、構成委員からの答申を得て施策を実行していく手法と考えますが、本市には既に産業振興条例があり、市長からの諮問に応じ産業振興に関する重要事項を審議するための附属機関となる産業振興ネットワークが設置されており、審議会と同様の機能を果たすものであり、この会議において意見を求め、議論したところです。</p> <p>また、条例制定、新制度創設には、都市マスタープランに位置づけされた「公益的施設誘導地区」に商業施設等の誘致を加速化させるための新たな施策、制度創設していくことが平成29年度の「都市計画審議会」においても決定されており、こちらでも議論されており、都市計画部門と連携した2段階の審議会等を経て進められてきたものとなります。</p>
<p>⑤市民目線では、昨年10月のパブコメ実施、今年4月1日の条例成立、5月10日大規模小売店舗の縦覧開始と、非常に急ピッチに見える。</p>	<p>条例制定、準備には時間を要します。</p> <p>本制度創設の前に、都市マスタープランに位置づけされた「公益的施設誘導地区」への誘致促進策として平成29年度における都市計画審議会において、新たな誘致促進に向けた制度創設が決定され、その後制度設計し、平成31年度創設を目指し、都市計画部門と連携して30年度中にプロセス、手続きを経ての制定であることから適切な準備であったと考えます。</p>
<p>⑥市産業振興ネットワーク会議は市民がどれくらい参画しているのか</p>	<p>市民委員は3人で、その内2人は公募によるもので、もう1人は市に登録された無作為抽出の方からお願いしています。年代は子育て世帯の方から年配の方まで、意見にバイアスがかからないよう幅広い層を委員に委嘱しています。</p>
<p>⑦産業振興ネットワークの性格について問う。</p>	<p>本市には産業振興条例があり、条例の中で産業振興ネットワークが設置されています。</p> <p>産業振興ネットワークは市の産業振興における重要事項を審議する場です。ここには各農業、商業、工業、産業経済団体の代表者のほか公募による市民もメンバーで構成されるネットワークです。審議会ではありませんが附属機関であり、専門的な構成によるメンバーから、助言、アドバイスをいただいております、更にこれまでの産業振興ネットワーク会議において、企業誘致、産業振興が図られる施策、制度の創設等が議論されてきました。</p>

<p>⑧市民参加手法としては、パブリックコメントと、その他の手法として白井市産業振興ネットワークの会議で意見聴取をしたとのことだが、このネットワークはいわゆる審議会（附属機関）ではないのか。</p> <p>議事録を含む関係情報はホームページへの掲載もなく、同会議の役割や権限、委員構成、行政との関係性は、</p>	<p>産業振興ネットワーク会議は産業振興条例第8条において規定され設置されているものであり、産業振興に関する重要事項を調査、審議するための市の附属機関となるものです。</p> <p>会議は基本公開で、企業の機密事項や個人情報が必要となる場合は非公開となる場合もありますが、これまでのものは全て公開して開催しています。</p> <p>会議録公開については、情報公開コーナーには過去の会議録写しを以前設置していましたが、現在整理中で撤去しておりましたが、現在はまた閲覧できるものとなっています。ホームページは現在公開に向けて整理、準備しているところです。</p>
<p>⑨パブリックコメントを郵送では受け付けず（結果応募ゼロ）、産業振興ネットワークの会議録を情報公開コーナーだけでしか公表しないなど、どのような理由で公開を限定したのか。</p>	<p>パブリックコメントの意見も会議録等の公開も限定はしていません。意見の受付には、パブリックコメントの意見提出方法にあります記載のとおり、郵送、FAX、メール、窓口直接持参、全ての手法で受付をしていましたが、意見はありませんでした。</p> <p>また、パブリックコメントは市窓口、図書館、市の各センターのほか広報紙、ホームページにも掲載し、案内したところです。</p> <p>結果の公表については、意見がなかったことからホームページ、図書館、情報公開コーナーでお知らせしたところです。</p>

<p>⑩パブリックコメントの募集に応募意見が無かったことに対する自己評価は。</p>	<p>結果的に意見がなかったことに対して自己評価を求められてもどう評価しているのか難しいこととは考えますが、全てのプロセスを経て、条例制定について議会の議決も得て、限られた時間、費用、人材の中で、制度創設については関心の低い方、知らなかった方も多く不十分なこともあったとは考えますが、できる対応は市民の利益のために行ったと考えており、ご理解いただけたものと考えています。</p> <p>また、「市民のアンケート」や「市長への手紙」など、市民の方の声からは、「賑わいのある施設が白井にはない」、「商業施設や飲食店、働く場を創出して欲しい」などの声をたくさんいただきます。</p> <p>市には現在商業施設などを誘致できる事業用地はありません。事業用地の創出や商業施設等の立地には、新たな施策や都市計画部門などと連携し、土地利用施策を展開し、民間活力によりにぎわいを創出していくことが重要なことと考えています。</p> <p>今後少子高齢化時代の到来、厳しい財政状況の中、行政経営の維持、市民サービスの維持向上には新たな税収の確保、地域雇用の拡大、賑わい創出が重要なことであり、都市拠点づくり、にぎわい創出は第5次総合計画にも位置づけされた重点事項であり、商業施設等の立地、促進施策により、地域経済の活性化、地域振興にも寄与していくものと考えます。</p>
--	--

